

平成 11 年全国消費実態調査の概要

1. 調査の目的

全国消費実態調査は、国民生活の実態について、家計の収支及び貯蓄・負債、耐久消費財、住宅・宅地などの家計資産を総合的に調査し、消費・所得・資産に係る水準、構造、分布などを明らかにすることを目的として、昭和 34 年の第 1 回調査以来 5 年ごとに実施されており、今回は 9 回目の調査である。

この種の調査としては毎月実施されている家計調査があるが、その主な目的が全国平均の家計収支の時系列の動きを明らかにすることにあるため、調査規模が約 8,000 世帯と小さく、詳細な構造分析を行うことができない。そこで、今回の全国消費実態調査では、家計調査からは得られない詳細な結果を得るために標本数を約 59,800 世帯（うち単身世帯約 5,000 世帯）とし、年間収入階級別、世帯主の年齢階級別などの各種世帯属性別あるいは地方別、都道府県別などの地域別に家計の実態を種々の角度から分析している。また、今回の調査では、特に販売システムの変化により、コンビニエンスストア、ディスカウントストア、通信販売などの新しい店舗及び販売形態の増加がめざましく、これらの増加が世帯の消費行動に与える影響を明らかにするため、購入先調査を実施し、購入形態、品目別、世帯属性別にその購入先の違いを明らかにしている。そのほか、高齢化に伴って増加している高齢者世帯について年金・恩給等を受給している世帯、高齢者のいる世帯及び単身世帯など世帯の種類を特定してその消費構造を明らかにしている。

調査の内容は、過去 8 回の調査と同様に、家計上の収入と支出、主要耐久消費財の所有数量、貯蓄現在高及び借入金残高（昭和 44 年調査から開始）を調査し、39 年調査から 59 年調査まで調査していた品目の購入先を平成 6 年調査から再び調査した。

2. 調査の法的根拠

この調査は、統計法（昭和 22 年法律第 18 号）による指定統計調査（指定統計第 97 号）として、全国消費実態調査規則（昭和 59 年 4 月 20 日総理府令第 23 号）に基づいて実施された。

3. 調査の実施期間

二人以上の一般世帯については、平成 11 年 9 月、10 月及び 11 月の 3 か月間、単身世帯については、10 月及び 11 月の 2 か月間調査を実施した。

4. 調査の対象

全国のすべての世帯のうち、総務庁長官の定める方法により選定された世帯を対象とし、二人以上の一般世帯と単身世帯とに分けて調査を実施した。

なお、次に掲げる世帯は、調査の対象から除外した。

(1) 二人以上の一般世帯

- ① 料理飲食店又は旅館を営む併用住宅の世帯
- ② 下宿屋又は賄い付きの同居人のいる世帯
- ③ 住み込みの雇用者が 4 人以上いる世帯
- ④ 外国人世帯

(2) 単身世帯

- ① 15歳未満の人
- ② 二人以上の一般世帯の①②④に該当する人
- ③ 雇用者を同居させている人
- ④ 学生
- ⑤ 社会施設及び矯正施設の入所者
- ⑥ 病院及び療養所の入院者

5. 調査対象の選定

調査対象の選定は、二人以上の一般世帯と単身世帯とに分けて行った。

(1) 二人以上の一般世帯

① 調査市町村の選定

市については、平成11年1月1日現在のすべての市（671市）を調査市とし、町村については、平成11年1月1日現在の2,562町村から471町村を選定した。

② 調査単位区の選定

調査市町村から、合計4,566調査単位区（1調査単位区は平成7年国勢調査の近接する2調査区）を選定した。

③ 調査世帯の選定

各調査単位区から12世帯を系統抽出し、全国で54,792世帯を選定した。

(2) 単身世帯

単身世帯を、一般の単身世帯（一人で一戸を構えて住んでいる人、間借り又は下宿等の単身世帯及び1～29人の規模の寮・寄宿舎に居住する単身世帯）と30人以上の寮・寄宿舎に居住する単身世帯とに分けて選定した。

① 調査単位区及び寮・寄宿舎の選定

一般の単身世帯については、二人以上の一般世帯を調査する全国の調査単位区のうちから選定した。

また、寮・寄宿舎については、全国の30人以上の寮・寄宿舎のうちから150の寮・寄宿舎を選定した。

② 調査世帯の選定

一般の単身世帯については、4,102世帯、30人以上の寮・寄宿舎に居住する単身世帯については900世帯（1つの寮・寄宿舎から6世帯）、合計5,002世帯を選定した。

6. 調査事項

調査世帯について、次の事項を調査した。

(1) 家計上の収入と支出に関する事項

収入は、勤労者世帯及び無職世帯についてのみ、その種類と金額を調査するとともに、収入に伴う控除（税金、社会保険料など）についても、その種類と金額を併せて調査した。また、現物収入は、品目ごとに、その入手方法、品名及び見積り金額を調査した。

支出は、すべての世帯について、現金支出、口座自動振替による支払及びクレジットカード、月賦、掛買いによる支払に分けて、品名、用途及び支出金額を調査した。ただし、パン、めん類、生鮮・冷凍魚介、塩干魚介、生鮮肉、生鮮野菜、生鮮果物、牛乳、卵、豆腐、菓子類については、個々の品目ごとではなく、それぞれまとめて支出金額のみ調査した。

(2) 生活用品の購入先に関する事項

購入したすべての品物（サービス料などを除く。）について、その購入先の販売形態別に8つに分類（一般小売店、スーパー、コンビニエンスストア、百貨店、生協・購買、ディスカウントストア、通信販売、その他）して調査した。なお、購入先は11月のみ調査した。

(3) 主要耐久消費財等に関する事項

耐久消費財は、家具類、冷暖房用器具、一般家事用品、教養娯楽用品、自動車など約40品目について所有数量を、うち約20品目については、取得時期（過去1年以内、過去1年～5年以内、過去5年を超える時期）について調査した。

(4) 年間収入及び貯蓄・借入金残高に関する事項

年間収入は、世帯主、世帯主の配偶者、その他の世帯員（65歳以上、65歳未満）について、過去1年（平成10年12月～11年11月）の収入を種類別に調査した。

貯蓄は、預貯金（郵便局、銀行、社内預金など）、生命保険掛金などの払込総額、信託、債券及び株式などの有価証券について、種類ごとに平成11年11月末の現在高を調査した。なお、個人営業世帯などの貯蓄には、家計用だけでなく営業のための分も含めて調査した。

借入金残高は、住宅の購入、建築、増改築、土地の購入のための借入金残高、それ以外の借入金残高及び月賦・年賦の未払残高について、平成11年11月末の現在高を調査した。

(5) 世帯及び世帯員に関する事項

世帯員については、氏名、世帯主との続柄、性別、年齢、就業・非就業の別のほか、勤務状態（勤労者のみ）、産業及び職業を、在学者の場合は就学状態などを調査した。

このほか、世帯員以外の家族の不在理由、世帯主の子の住んでいる場所、単身世帯については、単身赴任、出稼ぎなど世帯の形態について調査した。

(6) 現住居及び現住居以外の住宅・宅地に関する事項

現在住んでいる住居については、住宅の所有関係、構造、建て方、設備、耕地面積、住宅の延べ床面積、地代の有無（持ち家のみ）、敷地面積（持ち家のみ）、建築時期（持ち家のみ）及び入居時期（持ち家以外）を、現在居住している住居以外の住宅・宅地については、用途、住宅の建築時期、延べ床面積、構造、所在地、敷地面積を調査した。

7. 調査方法と調査時期

「6. 調査事項」の(1)の家計上の収入と支出に関する事項については、二人以上の一般世帯では9月1日～11月30日の3か月間、単身世帯では10月1日～11月30日の2か月間、調査世帯が1か月1冊の家計簿に毎日の収入（勤労者世帯及び無職世帯のみ）と支出を記入し、調査員がこれを集めた。なお、家計簿は、収入と支出を記入する「家計簿A」と収入と支出のほかに「6. 調査事項」の(2)の生活用品の購入先に関する事項を記入する欄を設けた「家計簿B」の2種類を用い、9月、10月（単身世帯は10月のみ）は「家計簿A」、11月は「家計簿B」により調査した。

「6. 調査事項」の(3)の主要耐久消費財等に関する事項については、調査世帯が「耐久財等調査票」に10月末日現在で記入し、調査員がこれを集めた。

「6. 調査事項」の(4)の年間収入及び貯蓄・借入金残高に関する事項については、調査世帯が「年収・貯蓄等調査票」に11月末日現在で記入し、調査員がこれを集めた。

「6. 調査事項」の(5)世帯及び世帯員に関する事項、(6)の現住居及び現住居以外の住宅・宅地に関する事項については、二人以上の一般世帯は9月1日現在で、単身

世帯は10月1日現在で調査世帯が「世帯票」に記入し、調査員がこれを集めた。

8. 調査の流れ

調査は、次の流れで実施した。

総務庁長官－都道府県知事－市町村長－指導員－調査員－調査世帯

9. 集計及び結果の公表

調査票は、市町村、都道府県を通じて総務庁統計センターに送られ、電子計算機により集計した。

調査結果は、報告書として取りまとめ、「家計収支編」、「品目編」（2分冊）、「主要耐久消費財、貯蓄・負債編」、「世帯分布編」、「特定世帯編」、「高齢者世帯編」及び「資料編」（2分冊）の計7巻9分冊に分けて刊行する。